

むる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 蔡廷会

使者一員 鄔每嘉尼

通事一員 鄭憲

人伴十七名

存留在船使者二員 越都 馬勃度

存留在船通事一員 蔡朝器

人伴七名

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒二千斤

嘉靖二十六年（一五四七）三月初七日

右の符文は長史蔡廷会・通事鄭憲等に付し、此れに准ぜしむ

進貢謝恩等の  
事の為にす 符文

注（1）蔡廷会 この進貢の際、給事中黄宗傑に私交して贈賄したこ

とが發覚したが、貢使の故をもつて罰は賞賜の削除のみにと

どまり、罪は正使陳賦に及ばなかった（『明実録』嘉靖二十六

年十二月辛亥の条）。

（2）鄭憲 生没年不詳。久米村鄭氏（村田家）七世。正議大夫（家

譜（二）九四五頁）。

（3）蔡朝器 一五二五—一七八七年。喜友名親雲上。久米村蔡氏（儀  
問家）七世。渡明六回、官は正議大夫に至る（『家譜（二）』

二五五頁）。

（4）七名 対応する執照（三〇—〇六）には六名とある。

1-25-27

国王尚清の、進貢のため正議大夫梁頭等を遣わす符文

（一五四九、二、一三三）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫梁頭を遣わし、長史蔡廷美等と共に、表箋文

各一通を齎捧せしむ。本国の小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄五

千斤を装載して京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進取せ

しむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざる

を得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 梁頭

使者一員 金城

通事一員 梁炫

人伴十七名

存留在船使者二員 馬普度 麻山魯

存留在船通事一員 陳継成

人伴六名

国王附搭の蘇木一千斤・胡椒一千斤

嘉靖二十八年（一五四九）二月十三日

右の符文は正議大夫梁顯・通事梁炫等に付し、此れに准ぜ

しむ

進貢等の  
事の為にす 符文

注\*この進貢については『明実録』嘉靖二十八年十二月辛酉、二十九

年正月乙酉の各条に記事がある。

（一）六名 対応する執照〔三〇一〇八〕には七名とある。

1-25-28

国王尚清の、進貢のため正議大夫蔡廷会等を遣わす符文

（一五五一、八、一六）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫蔡廷会を遣わし、長史梁炫等と同じ、表文一

通を齎捧せしむ。海船一隻に坐駕し、馬一十四・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 蔡廷会

使者一員 邁志刺

都通事一員 金昇

人伴十八名

存留在船使者二員 麻山魯 馬勃度 人伴四名

存留在船通事一員 陳繼成 人伴二名

国王附搭の蘇木一千五百斤・胡椒五百斤

嘉靖三十年（一五五二）八月十六日

右の符文は正議大夫蔡廷会・都通事金昇等に付し、此れに

准ぜしむ

進貢等の  
事の為にす 符文

注\*この進貢は風のため船が宮古島より帰国して中止された。蔡廷会

の家譜〔家譜（二）二五四頁〕ならびに陳繼成の家譜〔家譜（二）

四八九頁〕および〔三〇一三〕〔三〇一四〕参照。

（一）馬勃度 対応する執照〔三〇一〇〕では馬勃都とある。

1-25-29

国王尚清の、進貢のため正議大夫梁顯等を遣わす符文

（一五五五、一、一〇）

琉球国中山王尚清、進貢等の事の為にす。